

公害等調整委員会の動き (令和6年7月～9月)

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況

月 日	期 日	開催地
7月8日	自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申請事件（令和4年（セ）第3号・令和5年（セ）第1号・令和6年（セ）第7号事件） 第8回審問期日	東京都
7月16日	足立区における菓子製造機械等からの振動・低周波音による生活環境被害原因裁定申請事件（令和4年（ゲ）第4号事件） 第1回審問期日	東京都
7月19日	神戸市における認定こども園からの騒音による健康被害責任裁定申請事件（令和4年（セ）第9号事件） 第1回審問期日	東京都
9月17日	鎌倉市における室外機からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件（令和6年（ゲ）第2号事件） 第1回審問期日	東京都
9月26日	自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申請事件（令和4年（セ）第3号・令和5年（セ）第1号・令和6年（セ）第7号事件） 第9回審問期日	東京都

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

受付事件の概要

○ 福井県若狭町における飲食店等からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第10号事件)

令和6年7月8日受付

本件は、被申請人(飲食店経営者)が、飲食店等(パン製造工場、パン販売所及びカフェ)を開業以来、客との話し声、店への誘導の声、客を見送る際の声、客の車による駐停車音、発進音及びアイドリング音等の騒音を発生させ、また、申請人に対し不誠実な対応をしたことにより、申請人は、急性ストレス障害、適応障害及び不眠症と診断され、生活や仕事に支障が出ており、通院治療しているとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金58万6530円の支払を求めるものです。

○ さいたま市における工場からの騒音被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第11号事件)

令和6年7月11日受付

本件は、被申請人(スクラップ工場経営会社)が、申請人宅の東北側にスクラップ工場(以下「本件工場」という。)を操業開始以来、大型貨物車両を毎日十数台搬入搬出させ、金属スクラップを山積みした荷台を上げ下げして荷下ろしし、コンクリートと金属資材が衝突することによる爆撃音相当の音を発生させ、また、本件工場内のせん断機での金属スクラップの落下時の衝撃音、バックホウ(重機)数台の稼働、移動時のエンジン音、

金属資材の移動及び資材落下時のすさまじい金属音、衝撃音を発生させたことにより、申請人は、昼間に絶えず騒音を受け、本件工場終業後も騒音感が残り、夜は眠れず、精神的苦痛及びイライラ感が続いているとして、被申請人に対し、慰謝料として損害賠償金504万6000円の支払を求めるものです。

○ 小林市における国道からの振動・地盤沈下による財産被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第12号事件)

令和6年8月19日受付

本件は、宮崎県(被申請人)が管理する国道を通行する大型車両の振動により、申請人宅の地盤が傾き、申請人宅基礎部分に亀裂が入り、申請人宅の地盤沈下した側の支柱がくの字に曲がり始めるといった被害及び、振動による不安や精神的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、建物補修費用及び慰謝料として損害賠償金1070万円の支払を求めるものです。

○ 世田谷区における野球場からの騒音被害原因裁定申請事件

(公調委令和6年(ゲ)第6号事件)

令和6年8月27日受付

本件は、申請人に生じた平穏な日常生活の阻害による不安、不眠、不快感等の精神的な健康被害及び在宅で行う仕事への経済的被害は、被申請人が増改築した公園内にある野球場からの騒音によるものである、との裁定を求めるものです。

○ 大阪市における解体工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件

(公調委令和6年(ゲ)第7号事件)

令和6年9月19日受付

本件は、申請人が所有する建物に生じた南側隣接地にかけての傾斜は、南側隣接地にて被申請人ら(総合商社及び工事請負契約を締結した建設会社)が行った解体工事によるものである、との裁定を求めるものです。

終結事件の概要

○ 鎌ケ谷市における病院の空調設備からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第6号事件)

① 事件の概要

令和5年7月18日、千葉県鎌ケ谷市の住民2人から、医療法人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らの近隣で被申請人が運営している病院の屋上に設置されている空調設備から音(定義上、いわゆる低周波音には該当しないが、非常に低い音)を発生させたことにより、申請人らは、不眠、頭痛、神経性胃炎、イライラ感等に悩まされ続け、かつては内科・胃腸科の医院に通院するなど、多大な精神的・身体的被害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計660万等の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、専門委員1人を選任するなど、手続を進めましたが、令和6年7月1日、申請人らの本件裁定申請は、いずれも実質的には既に確定した判決と同一の紛争を蒸し返すもので信義則

に反する不適法な裁定の申請であり、その欠陥を補正することができないものであるから、公害紛争処理法第42条の13第1項の規定に基づき、これを却下するとの決定を行い、本事件は終結しました。

○ 横浜市におけるクリーニング店からの悪臭被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第6号・令和6年(調)第4号事件)

① 事件の概要

令和6年4月19日、神奈川県横浜市の住民1人(申請人)から、クリーニング店経営者を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人が申請人宅の南側にクリーニング業を営むために化石燃料を焚くボイラーを設置し、稼働させ、排気ガスによる悪臭を発生させたことにより、申請人は、長きにわたり日常生活において悪臭による苦痛を与えられ、コロナ禍では必要な換気ができず、エアコンのための電気代もかさんだとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金33万円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、神奈川県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和6年7月9日、公害紛争処理法第42条の24第1項により職権で調停に付し(公調委令和6年(調)第4号事件)、裁定委員会が自ら処理することとした。

同日、第1回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

○ 足立区における菓子製造機械等からの振動・低周波音による生活環境被害原因裁定申請事件

(公調委令和4年(ゲ)第4号・令和6年(調)第5号事件)

① 事件の概要

令和4年4月26日、東京都足立区住民1人から、菓子製造・販売会社の持株会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人宅に生じているきしみ音や振動による生活環境被害は、被申請人が設置したオフィスの機械等から振動及び低周波音を発生させたことによるものである、との裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が設置したオフィスの機械等からの振動及び低周波音と申請人宅に生じているきしみ音や振動による生活環境被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和6年7月16日、公害紛争処理法第42条の33の規定により準用する同法第42条の24第1項により職権で調停に付し(公調委令和6年(調)第5号事件)、裁定委員会が自ら処理することとしました。同日、第1

回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

○ 新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委平成31年(セ)第4号・令和6年(調)第1号事件)

① 事件の概要

平成31年3月11日、東京都新宿区の住民1人から、隣接する商業ビルを所有する会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人は、被申請人が所有する商業ビルの排気ダクト等から発生する低周波音により、睡眠不足等の精神的・肉体的苦痛を被っているとして、被申請人に対し、損害賠償金550万円等の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の所有する商業ビルの排気ダクト等から発生する低周波音と申請人に生じた健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和6年1月30日、公害紛争処理法第42条の24第1項により職権で調停に付し(公調委令和6年(調)第1号事件)、裁定委員会が自ら処理することとしました。その後、1回の調停期日を開催しましたが、当事者の主張や考え方に隔たりが大きく、今後調停を継続しても当

公害等調整委員会の動き

事者間に合意が成立する見込みがないと判断し、令和6年4月22日、調停を打ち切り、更に1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、同年7月17日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 江東区における超高層マンション上階からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第4号事件)

① 事件の概要

令和6年3月26日、東京都江東区の住民2人(申請人)から、超高層マンション内の上階の住民を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人宅の真上に存在する被申請人宅から発生する騒音により、睡眠時間を削られ極度の睡眠不足となり、申請人Aは適応障害、申請人Bは抑うつ状態と診断され、精神的苦痛を受けたほか、騒音に耐えきれず引越しが必要となったとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金314万円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めましたが、令和6年7月30日、本件申請は、公害紛争処理法第42条の12第1項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の要件を欠く不適法なものとして、公害紛争処理法第42条の13第1項の規定に基づき、申請人らの本件申請をいずれも却下するとの決定を行い、本事件は終結しました。

○ さいたま市におけるキュービクル等からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委令和4年(セ)第2号・令和5年(調)第13号事件)

① 事件の概要

令和4年4月28日、埼玉県さいたま市の住民2人から、高齢者施設経営会社、建築会社、建設コンサルタント会社、個人1人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。高齢者施設経営会社が、申請人ら宅南側に建築した有料老人ホームに設置したキュービクル(高圧受電設備)等から発生している低周波音を含む騒音により、申請人Aに、頭重感、食欲減退、めまい、動悸、不眠症等の深刻な健康被害が生じ、また、申請人Bは、日々騒音を受け続けるという形で平穏生活権を侵害されているとして、申請人らは、被申請人らに対し、精神的損害の一部として、損害賠償金合計500万円を連帯して支払うことを求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、高齢者施設経営会社が申請人ら宅南側に建築した有料老人ホームに設置したキュービクル(高圧受電設備)等から発生している低周波音を含む騒音と、申請人らに生じた深刻な健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和5年12月22日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(公調委令和5年(調)

第13号事件)、裁定委員会が自ら処理することとしました。その後、4回の調停期日を開催するなど、手続を進め、令和6年8月6日、第5回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終了しました。

○ **神戸市における認定こども園からの騒音による健康被害責任裁定申請事件**

(公調委令和4年(セ)第9号・令和6年(調)第6号事件)

① **事件の概要**

令和4年11月24日、兵庫県神戸市の住民2人から、社会福祉法人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人が申請人ら宅西側で運営する認定こども園において、朝から閉園時まで、受忍限度をはるかに超える騒音(園庭で遊ぶ園児の叫び声(金切り声))を恒常的に発生させたことにより、申請人Aは資格取得のための勉強ができただけでなく、自律神経失調症を発症し、不眠、動悸、倦(けん)怠感、頭痛等の症状により安定剤の服用を余儀なくされるなど、耐えがたい精神的苦痛を被り、また、申請人Bも、就寝時以外の大半をリビングで過ごすため、精神的苦痛を受けていることから、申請人らは、被申請人に対し、騒音緩和のために自費で設置した二重窓の工事費用及び慰謝料として、損害賠償金合計310万円の支払を求めたものです。

② **事件の処理経過**

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の運営する認定こども園からの騒音と申請人らが受けている精神的苦痛

との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和6年7月19日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(公調委令和6年(調)第6号事件)、裁定委員会が自ら処理することとしました。その後、1回の調停期日を開催するなど、手続を進め、令和6年8月9日、第2回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終了しました。

○ **港区におけるマンション上階からの騒音による健康被害責任裁定申請事件**

(公調委令和6年(セ)第2号事件)

① **事件の概要**

令和6年1月31日、東京都港区の住民1人から、マンション上階の住民1人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人宅の直上に所在する被申請人の住居から発生する騒音により、申請人が多大な精神的、肉体的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、慰謝料として損害賠償金440万円等の支払を求めたものです。

② **事件の処理経過**

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めましたが、令和6年8月19日、本件申請は、公害紛争処理法第42条の12第1項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の要件を欠く不適法なもの

公害等調整委員会の動き

として、同法第 42 条の 13 第 1 項の規定に基づき、申請人の本件申請を却下するとの決定を行い、本事件は終結しました。

○ 宝塚市における宅地造成工事に伴う振動による財産被害原因裁定嘱託事件

(公調委令和 4 年 (ゲ) 第 3 号事件)

① 事件の概要

令和 4 年 4 月 18 日、公害紛争処理法第 42 条の 32 第 1 項に基づき、神戸地方裁判所伊丹支部から、原因裁定をすることの嘱託がありました。

嘱託事項は以下のとおりです。原告の所有する建物について、基礎、内壁等に損害が生じたのは、被告土木工事会社らが当該建物の東側隣地において宅地造成工事を実施したことによるものであるかについて、裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、被告土木工事会社らが当該建物の東側隣地において実施した宅地造成工事と原告の所有する建物の基礎、内壁等に生じた損害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任するとともに事務局による現地調査を実施したほか、1 回の審問期日を開催するなど、手続を進め、令和 6 年 8 月 27 日、原告の所有する建物の基礎、内壁等に損傷が生じたのは、被告土木工事会社らが実施した宅地造成工事を実施したことによるものであるとは認められないとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 葛飾区における介護施設からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和 5 年 (セ) 第 8 号・令和 6 年 (調) 第 7 号事件)

① 事件の概要

令和 5 年 8 月 1 日、東京都葛飾区の住民 1 人から、隣接する医療法人を相手方 (被申請人) として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人が経営する介護施設の運営に伴う騒音 (従業員やクリーニング業者等の車両の走行音、従業員の話し声、従業員の業務等に伴って発生する騒音) により、申請人は著しい精神的苦痛等を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金 550 万円等の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和 6 年 8 月 27 日、公害紛争処理法第 42 条の 24 第 1 項の規定により職権で調停に付し (公調委令和 6 年 (調) 第 7 号事件)、裁定委員会が自ら処理することとしました。同年 9 月 10 日、第 1 回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。